

区分	Q A	内容
期間	Q	協力金の対象となる営業時間短縮を実施する期間はいつからいつまでですか。
	A	東葛地域及び千葉市の酒類を提供する飲食店は令和3年1月8日（金）0時から令和3年2月7日（日）24時までです。東葛地域及び千葉市以外の飲食店は令和3年1月12日（火）0時から令和3年2月7日（日）24時までです。
期間	Q	申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか。
	A	遅くとも1月26日（火）までに要請に応じ、2月7日（日）まで継続していただく必要があります。
時間短縮	Q	酒類を提供していないが対象となりますか。
	A	1月12日以降の申請分については、食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可があれば、酒類の提供の有無にかかわらず、対象となります。
時間短縮	Q	協力金の対象となる「営業時間の短縮」とはどのようなものですか。
	A	申請するには、20時から翌朝5時まで店舗を休業していただく必要があります。また、酒類の提供は11時から19時までとしてください。
時間短縮	Q	通常20時まで営業しており、酒類の提供を19時30分までとしているが、酒類の提供を19時までとすれば協力金の対象となりますか。
	A	営業時間の短縮の要請であるため、酒類の提供時間のみ短縮しても協力金の対象にはなりません。
時間短縮	Q	もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。
	A	対象になりません。ただし、もともとは20時以降営業していたにも関わらず、 <u>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に20時より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。</u> その場合、短縮した時期及び20時以降営業していたことを証明する書類を別途提出ください。
時間短縮	Q	終日休業とした場合や、19時で閉店した場合は協力金の対象となりますか。
	A	もともと20時以降営業していた場合は、どちらも対象です。20時から翌朝5時までの休業（酒類の提供は11時から19時まで）が含まれていれば同様の取扱いとなります。
時間短縮	Q	要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日も協力金の対象となりますか。
	A	対象になります。
支給	Q	1店舗につき最大〇〇〇万円の支給とありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか。
	A	時短要請に御協力いただいた店舗数に応じて支給します。ただし、事業者は、店舗ごとに申請書類を準備した上で申請していただく必要があります。
店舗	Q	事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。
	A	複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。申請の際は、店舗の数ごとに申請書類の作成・準備が必要となります。
店舗	Q	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか。
	A	一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業への御協力をお願いいたします。

区分	Q A	内容
店舗	Q	申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいですか。
	A	原則として飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の交付の数により判断します。
対象	Q	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか。
	A	県内に所在する食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合、協力金の対象となりません。
対象	Q	20時以降に酒類や料理の提供をしていないが、引き続き店内に客がいる場合においても、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか。
	A	対象になりません。20時には完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。（酒類の提供は11時から19時まで）
対象	Q	県外に本社がある企業やNPO法人等も対象となりますか。
	A	県内に店舗があれば対象となります。
対象	Q	大企業は対象となりますか。
	A	1月12日以降の申請分については対象となります。
対象	Q	コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペースは協力金の対象となりますか。
	A	イートインスペースのみの閉鎖（時短）については、協力金の対象にはなりません。
対象	Q	要請期間中に新規で開業した場合は協力金の対象となりますか。
	A	原則は要請期間前までの開業が条件となります。ただし、25日までに開業すれば対象となります。（遅くとも1月26日から2月7日まで継続して全期間要請に応じていただくことが必要）
対象	Q	20時以降、店内での食事提供をやめて、テイクアウトでの販売のみとする場合、要請に従ったこととなりますか。また、協力金は支給されますか。
	A	20時までにお店を閉め、店内営業をせずに店外においてテイクアウトやデリバリーを行っている場合は、対象となります。
対象	Q	食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けているライブハウスで、20時以降お店を閉めて、ネットのライブ配信を行う場合は要請に従ったこととなりますか。また、協力金は支給されますか。
	A	20時までにお店を閉め、一般の方が入れないようにした上で、関係者のみでライブ配信を行う場合は、要請に従ったことになり協力金は支給されます。
対象	Q	移動販売車（屋台、キッチンカー）は時短要請の対象に含まれますか。また、協力金は支給されますか。
	A	対象に含まれます。ただし、持ち帰り専門の場合は対象となりません。

区分	Q A	内容
対象	Q	映画館の売店が時短要請に協力した場合に協力金は支給されますか。
	A	営業時間短縮要請の対象のため、ご協力いただければ支給されます。
対象	Q	フードコートやホテルなどで複数の飲食店が一斉に時短営業する場合、協力金は店舗ごとに支給されますか。
	A	食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗ごとに支給されます。
対象	Q	ホテル内の飲食店について、以下の場合は協力要請の対象ですか。 ①ホテル内にあるが、一般の方も利用できる飲食店 ②ホテル内にあるが、宿泊者専用の飲食店
	A	①要請の対象です。 ②要請の対象外です。
対象	Q	ホテル内で宿泊客以外にも飲食を提供する飲食店が、20時以降は宿泊客以外への飲食の提供をやめることとした場合、要請に従ったこととなりますか。また、協力金は支給されますか。
	A	要請に従ったこととなり、協力金は支給されます。
対象	Q	店の終了時間があいまいな店は協力金の対象となりますか。
	A	20時以降も営業している実態が認められる場合は対象となります。 (営業時間を定めていない場合は、レシート等から営業時間を示していただく必要があります。)